

稚内市サハリン貿易輸出支援補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、稚内港からサハリンへ貨物を輸出する事業者に対し経費の一部を支援することにより、稚内港における貨物需要と輸出の拡大を図り、もってサハリン貿易の振興と稚内港の利用促進に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人等 法人その他の団体（国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。
- (2) 事業者 事業を営む法人等又は事業を営む個人をいう。

(補助対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 市長が指定する船舶に貨物を積載する事業者であること。
- (2) 自らが輸出者となり、稚内港からサハリンへ貨物を輸出する事業者であること。
- (3) 輸出許可通知書に記載される申告価格が 20 万円以上の貨物を輸出する事業者であること。
- (4) 日本国内に事務所、事業所又は住所を有する事業者であること。
- (5) 当該輸出に関し、他の団体からの補助金等による支援を受けていない事業者であること。

(補助金の交付額)

第4 補助金の交付額は、予算の範囲内とし、稚内港からサハリンへの貨物輸出に要する経費として、1回の輸出につき 50,000 円とする。ただし、1事業者につき5回を限度とする。

(実績報告の提出)

第5 稚内市補助金等交付規則（平成 17 年稚内市規則第 18 号。以下「規則」という。）

第 16 条第 3 号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 輸出許可通知書の写し（税関様式 C 第 5010 号を用いて又は電子情報処理組織によりこれに準じてなした申告に限る。）
- (2) 船荷証券、シーウェイビル、荷役料請求書その他稚内港からサハリンへの輸出に向けて当該貨物を確実に船積みしたことがわかる書類の写し

(補則)

第6 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、規則及び稚内市補助金の交付に関する取扱規程（平成 17 年稚内市訓令第 7 号）に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。